（R7.4版）

業態転換で
新たな顧客獲得！

新たなビジネスへの転換

つにチャレンジする中小企業者を支援します！

－新ビジネスチャレンジ応援補助金－

中小企業者

本屋を利用するお客さんのために、
カフェを併設したいな！

中小企業者

だけど

設備とか改装費とか
結構費用がかかるなぁ・・・

その**費用を補助します！**

市役所

豊橋市役所　商工業振興課

0532-51-2425　shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

制度の詳細・申請書のダウンロードはホームページから→

定義

＜業態転換とは＞
【屋号変更】【区分営業】【新店進出】により、事業者として過去に実績のない業種へ事業内容を変更するもの（変更＝日本標準産業分類　**中分類以上が変更**すること。）

対象者

（1）市内に本店（個人については住所）がある中小企業者
（2）継続して１年以上事業を営む者
＜業態転換後の要件＞
・市内に所在する店舗、事務所、工場など
・本部が市外にあるフランチャイズチェーンでないもの

対象経費

（1）業態転換後の店舗等で、財又はサービスの生産・提供を行うために必要となる、店舗等内に設置する設備・備品（１設備・備品あたり10万円以上のもの）
（2）業態転換後の店舗等で行う、1工事あたり10万円以上の、市内に本店（個人については住所）を有する中小企業者に施工を発注する改装工事に係る費用

補助率

補助対象経費の**1/2**以内
（千円未満切捨て）
上限**50**万円

申請期日

事業実施前に申請
事業実施年度の２月末日までに申請

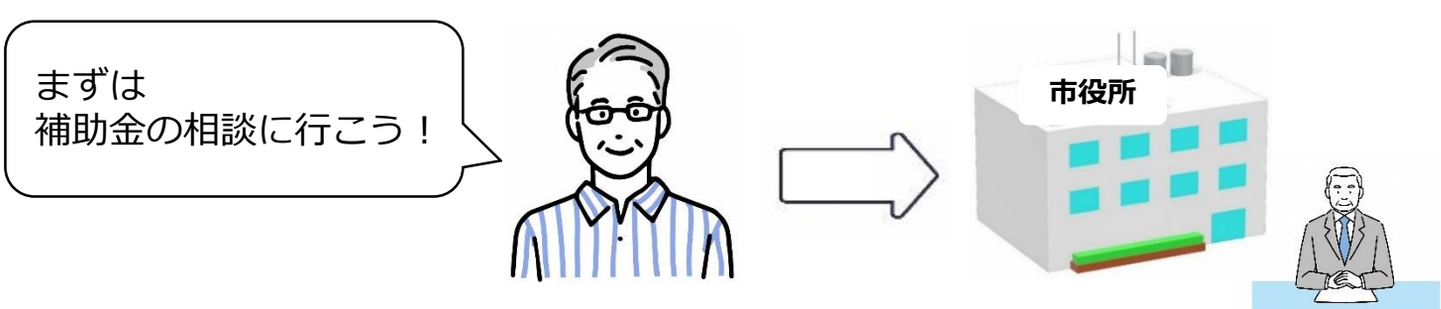

※デジタル化、クラウドファンディング、ECサイト開設へのチャレンジ応援補助金もあります。

商工業振興課SNS更新中！

Facebook　Instagram　X(旧Twitter)